

大磯町旧吉田茂邸整備活性化等基金条例

(設置の目的)

第1条 吉田茂元総理大臣の旧邸宅（以下「旧吉田茂邸」という。）の再建等に係る整備及び活性化を目的とした事業推進を図るため、大磯町旧吉田茂邸整備活性化等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 基金の趣旨に沿う寄附金の額
- (2) 前号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 この基金は、次に掲げる目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 旧吉田茂邸の再建等に係る整備
- (2) 旧吉田茂邸の再建後の運営
- (3) その他吉田茂元総理大臣に係る事業推進に関し、町長が必要と認めたとき

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成24年2月17日提出

大磯町長 中 崎 久 雄